

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認青森地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和49年10月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月22日から同年11月11日まで  
昭和46年3月20日にA社に採用され、平成19年3月31日まで継続して勤務していた。しかし、昭和49年10月21日付け人事異動により、A社C支店から同社B支店へ転勤した時の厚生年金保険被保険者記録は、同社C支店で同月22日に資格喪失し、同社B支店で同年11月11日に資格取得とされており、この間が厚生年金保険被保険者期間とされていない。

同一会社内の転勤であり、間違いなく厚生年金保険料が給与から差し引かれていたため、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している人事異動通知書、事業主が発行した退職証明書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和49年10月22日にA社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社B支店における昭和49年11月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで

申立期間については、当時、国民年金保険料の免除承認通知はがきが届いたため、保険料は納付していなかったが、その後、国民年金の任意加入対象者であったということで、保険料の免除承認が取り消されていることが分かった。

いったん認めた免除を本人に知らせずに取り消した措置には納得がいかないので、国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している国民年金保険料の免除承認通知はがきにより、申立期間当時、申立人が保険料を免除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立人は結婚しており、その夫は厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、本来、申立人は、夫の被扶養者になった時点において国民年金の任意加入被保険者であり、制度上、任意加入被保険者に対し、国民年金保険料の免除は適用されない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月から平成 3 年 4 月まで (日付不詳)  
私は、昭和 56 年 1 月から平成 3 年 4 月まで、A 県 B 市に所在した C 社で季節労働者として働いていたが、申立期間における厚生年金保険加入記録が確認できなかったとの回答を受けた。

私が所持している当時の給与明細書を見ると、厚生年金保険料の控除額欄には保険料控除額として 500 円の記載があることから、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の給与明細書等及び給与関係事務を担当していた元社員の証言から、申立人が、申立期間ころ、C 社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立人が提出した給与明細書すべてにおいて、保険料控除額は 500 円となっており、当時の最低標準報酬月額に見合う保険料と比較しても低い金額である上、当該事業所で給与関係事務を担当していた元社員は、「当時、毎月給与から互助会費として、500 円を徴収していた記憶がある。」と証言している。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険に加入させていたのは正社員のみであり、季節労働者については加入させていなかった。当時、当社から給与の支給を受ける者は、正社員も季節労働者も区別無く、互助会費として毎月一律に 500 円を徴収し、親ぼく費に充てていた。」と回答している。

さらに、申立人は申立てに係る期間、国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付済みであるほか、昭和 56 年 4 月 1 日付けで交付された D 国民健康保険被保険者証（第二種）を所持している。

加えて、社会保険庁が管理する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票を見ると、当該事業所において被保険者資格を取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、整理番号の欠番も別人であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 39 年 3 月まで (日付不詳)

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間当時に勤務していた事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない旨の回答を受けた。

私は、中学の卒業を待たずにA県のB駅のすぐそばにあったC社に住み込みで掃除などの仕事をしていました。また、当時の給料は約4万円であったが、実際の手取りは約1万5,000円であり、給料明細には差し引かれている保険料があったので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

なお、勤務してから10年くらい経ったころに、C社は火事で全焼したため、地元の方に帰ることとなった。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の記憶から、C社に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、当該事業所の事業主等3人の経営者について、申立人は、「名字以外は分からない。」と供述しており、対象者を特定できず、申立人が名前を挙げた2人の同僚はいずれも所在不明であることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の加入等について、関連資料や証言を得ることはできなかった。

また、申立人は、「勤務してから10年くらい経ったころ、事業所が火事になり全焼したため、地元に戻った。」としているところ、当該事業所が火事にあったのは、昭和37年であることが確認でき、申立人の供述とは相違している。

さらに、当該事業所は、法人登記された形跡が無い上、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿において記録を確認することはできなかった。

なお、申立人は申立期間の一部において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。